

令和4年8月23日
相模原市発表資料

令和3年度相模原市内部統制評価報告書について

このたび、令和3年度相模原市内部統制評価報告書を作成し、市議会に提出しましたので、お知らせします。

評価結果については、評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。評価対象期間中に重大な不備はなく、また把握した不備については、全て是正し、再発防止策を講じています。

引き続き、適正な事務の執行に取り組んでまいります。

<内部統制制度>

令和2年4月1日から地方自治法第150条の規定により、市長は、その担任する事務について、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われるための方針を策定し、当該方針に基づき必要な体制を整備することとされています。

市では、相模原市内部統制基本方針を策定し、当該方針に基づき必要な体制を整備し、運用しています。

今後、会計年度ごとに内部統制評価報告書を作成し、市議会に提出します。

令和3年度相模原市内部統制評価報告書及び附属資料については、市ホームページに掲載しています。

URL:<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/seido/1019228.html>

下記の二次元バーコードからも市ホームページをご覧ください。



以上

【問合せ先】

コンプライアンス推進課
電話 042-707-7040(直通)
対応責任者 郷司